

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第60号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表第1 行政職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(1) 職務の級が1級又は2級である者 1,000分の994</p> <p>(2) 職務の級が3級から5級までである者 1,000分の959</p> <p>(3) 職務の級が6級から9級までである者 1,000分の931</p> <p>別表第2 公安職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員と</p>	<p>別表第1 行政職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。</p> <p>(1) 職務の級が3級から5級までである者 1,000分の965</p> <p>(2) 職務の級が6級から9級までである者 1,000分の936</p> <p>別表第2 公安職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に</p>

の権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。) とする。

- (1) 職務の級が1級から3級までである者  
1,000分の994
- (2) 職務の級が4級から6級までである者  
1,000分の959
- (3) 職務の級が7級から9級までである者  
1,000分の931

別表第3 教育職給料表 (第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額 (その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額) にそれぞれ当該各号に定める割合 (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。) とする。

- (1) 職務の級及び号給が1級1号給から2級24号給まで (再任用職員にあつては、職務の級が1級) である者 1,000分の994
- (2) 職務の級及び号給が2級25号給から特2級109号給まで (再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2級) である者 1,000分の959
- (3) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の931

イ 教育職給料表(2)

掲げる区分に応じそれぞれに定める割合 (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。) を給料月額とする。

- (1) 職務の級が4級から6級までである者  
1,000分の965
- (2) 職務の級が7級から9級までである者  
1,000分の936

別表第3 教育職給料表 (第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級25号給以上又は職務の級が特2級以上であるもの (再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの) については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額 (その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額) に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合 (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。) を給料月額とする。

- (1) 職務の級及び号給が2級25号給から特2級109号給まで (再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2級) である者 1,000分の965
- (2) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の936

イ 教育職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から2級36号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が1級）である者 1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が2級37号給から特2級109号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2級）である者 1,000分の959

(3) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の931

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級である者 1,000分の994

(2) 職務の級が2級又は3級である者

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級37号給以上又は職務の級が特2級以上であるもの（再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が2級37号給から特2級109号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2級）である者 1,000分の965

(2) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の936

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

(1) 職務の級が2級又は3級である者

1,000分の959

(3) 職務の級が4級又は5級である者

1,000分の931

別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が1級又は2級)である者 1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が3級から5級まで)である者 1,000分の959

(3) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の931

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

1,000分の965

(2) 職務の級が4級又は5級である者

1,000分の936

別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4級以上であるもの(再任用職員にあっては、職務の級が3級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が3級から5級まで)である者 1,000分の965

(2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の936

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4級以上であるもの(再任用職員にあっては、職務の級が3級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数

<p>(1) <u>職務の級及び号給が1級1号給から3級4号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が1級又は2級）である者</u> <u>1,000分の994</u></p> <p>(2) <u>職務の級及び号給が3級5号給から5級93号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が3級から5級まで）である者</u> <u>1,000分の959</u></p> <p>(3) <u>職務の級が6級又は7級である者</u> <u>1,000分の931</u></p> <p>別表第6 海事職給料表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち<u>次の各号に掲げる者の給料月額</u>は、<u>同表に定める給料月額</u>にそれぞれ<u>当該各号に定める割合</u>（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>(1) <u>職務の級が1級又は2級である者</u> <u>1,000分の994</u></p> <p>(2) <u>職務の級が3級又は4級である者</u> <u>1,000分の959</u></p> <p>(3) <u>職務の級が5級である者</u> <u>1,000分の931</u></p>	略	<p>が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。) <u>を給料月額</u>とする。</p> <p>(1) <u>職務の級及び号給が3級5号給から5級93号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が3級から5級まで）である者</u> <u>1,000分の965</u></p> <p>(2) <u>職務の級が6級又は7級である者</u> <u>1,000分の936</u></p> <p>別表第6 海事職給料表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、<u>その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合</u>（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。） <u>を給料月額</u>とする。</p> <p>(1) <u>職務の級が3級又は4級である者</u> <u>1,000分の965</u></p> <p>(2) <u>職務の級が5級である者</u> <u>1,000分の936</u></p>	略
略			
略			

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)

第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に1,000分の959を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。

号給	給料月額
1	399,000円
2	461,000円
3	524,000円
4	610,000円
5	711,000円
6	812,000円

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に1,000分の959を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。）を適用する。

号給	給料月額
1	329,000円
2	367,000円
3	396,000円

3～7 略

第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	385,000円
2	445,000円
3	506,000円
4	589,000円
5	686,000円
6	784,000円

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	318,000円
2	354,000円
3	382,000円

3～7 略

（任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する</p>	<p>（給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する</p>

条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に1,000分の959を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。

号給	給料月額
1	376,000円
2	426,000円
3	479,000円
4	545,000円
5	622,000円
6	728,000円
7	852,000円

2～6 略

条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	363,000円
2	411,000円
3	462,000円
4	526,000円
5	600,000円
6	703,000円
7	822,000円

2～6 略

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（<u>次の各号に掲げる職員</u>にあっては、当該給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額））に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（<u>行政職給料表の適用を受ける職員</u>でその職務の級が3級から5級までであるもの（以下この条において「<u>行政職5級以下職員</u>」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの）にあっては、当該額に1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を、<u>行政職給料表の適用を受ける職員</u>でその職務の級が6級から9級までであるもの（以下この条において「<u>行政職6級以上職員</u>」という。）並びに同表以外の各給料</p>

<p>(1) <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が1級又は2級であるもの（以下この条において「行政職2級以下職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）でその職務の級及び号給が行政職2級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの 1,000分の994</u></p> <p>(2) <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級から5級までであるもの（以下この条において「行政職5級以下職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの 1,000分の959</u></p> <p>(3) <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級から9級までであるもの（以下この条において「行政職6級以上職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの 1,000分の931</u></p> <p>(4) <u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員又は行政職6級以上職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの 1,000分の965</u></p> <p>2及び3 略 第8条～第18条 略</p>	<p><u>表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該額に1,000分の936（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>2及び3 略 第8条～第18条 略</p>
--	---

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略 (職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 前3項の規定の適用を受ける職員(切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受けるものに限る。)で、これらの規定により定められる切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が切替日の前日に受けていた給料の月額(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号)附則第15項から第17項まで又は第21項から第23項までの規定の適用を受けていた者にあつては、当該各項の規定の適用がなかったとした場合の額。以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額に1,000分の994を乗じて得た額(第1号に該当する職員にあつては、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とし、第2号に該当する職員にあつては、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。以下この項において「経過措置額」という。)とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>6及び7 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略 (職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 前3項の規定の適用を受ける職員(切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受けるものに限る。)で、これらの規定により定められる切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が切替日の前日に受けていた給料の月額(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号)附則第15項から第17項まで又は第21項から第23項までの規定の適用を受けていた者にあつては、当該各項の規定の適用がなかったとした場合の額。以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額(以下この項において「経過措置額」という。)とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>6及び7 略</p>

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。